

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度生物多様性影響の広域評価のためのデータベース構築業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月24日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

日本は多くの天然資源を輸入していることに加え、製品中に含有されて輸入される資源も相当量存在する。持続可能な資源利用に向けて、こうしたエネルギー資源、鉱物資源、木材等のバイオマス資源は、その採掘・採取現場周辺で大規模な土地改変等を伴うことから、資源採掘・採取に伴う環境影響を定量的に評価することが重要課題になっている。とりわけ、生物多様性への影響を評価するための数値情報が乏しく、その迅速な整備が必要である。

NIESでは、農産物や木材資源を対象に日本経済が誘引するバイオマス資源の国際フローを同定し、自然資源利用と生物多様性への影響を関連付けることに着手している。そこで本業務では、国際機関等が発行する地理情報データや統計情報を用いて、資源採掘等に伴う生物多様性への影響評価を実施するための基盤データを整備することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、国際機関等が発行する地理情報データを調査し、その特性を十分に理解した上で、次の(1)～(3)の業務を実施することとする。なお、本業務の特性上、以下の内容に対応できることを要求する。

- ・データ整備はGIS（地理情報システム（種類は問わず））、Microsoft Excel、python、データベースを用いて行うこと。また、リンク機能の活用や十分なコメントを付す等して、一次データからの最終的な数値の算出までの一連の推計プロセスを詳細に記録すること。
- ・地理情報システム（GIS）を用いて国際機関の提供する全球規模の地理情報データ（英語で説明されているものを含む）の処理・解析を行った業務実績を過去5年以内に有し、必要に応じてその証跡を提示可能であること。・過去5年以内に地理情報データの処理実績を有することとし、データ処理においては、全球を対象とした30000種を超える絶滅危惧種の生息域ポリゴンの情報解析、または同等数の情報解析の業務実績を有し、必要に応じてその証跡を提示可能であること。

(1) 生物多様性関連情報データベースの更新

令和5年度業務において、NIESのWindows環境に構築した全球ベースの生物多様性関連情報のデータベースを更新する。データベースに格納されている生物種に紐づくIUCN（International Union for Conservation of Nature）が公開するRed List Category（絶滅リスク）の情報をデータベースに格納する。また、NIES担当者より貸与予定である、生物種ごとの生息可能標高データが記録されたArea of Habitat（AOH）の情報もデータベースに格納する。

さらに、既存の生物種分布情報に対して、AOHの情報とデータベースに格納されている標高情報をもとに、生息可能な標高範囲外のグリッドを除外したうえで、検索や集計が可能な形式で整備する。なお、データベースに整備する生物種の分布情報は、全球をカバーする1kmグリッド及び10kmグリッドごとに検索・集計可能な形式であることを要件とする。

(2) 生物多様性関連情報データベースの検索機能拡張

業務(1)で整備したデータベースに対して、以下の検索機能を実現するための手段をNIES担当者と協議のうえ実装し、使用方法を利用手順書に整理する。なお、分類群の情報はデータベースに格納されている情報を用いるものとする。

- 複数の緯度経度（グリッド）に分布する生物種数の検索機能
- 分類群で絞り込みを行い、複数の緯度経度（グリッド）に分布する生物種数の検索機能
- 絶滅リスクで絞り込みを行い、複数の緯度経度（グリッド）に分布する生物種数の検索機能

また、生物の種数に対する集計単位は「複数グリッドに分布する生物の合計種数」と「各グリッド

に分布する生物種数」を求めることができるように 2 種類の手法を実装する。

(3) 業務結果報告書及びデータベースの作業手順書の作成

(1), (2) を踏まえ R5 年度に作成したデータベースの構築手順書・テーブル定義書・利用手順書を更新する。(1), (2) をとりまとめた報告書を作成する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をデータにて NIES 担当者へ提出するものとする。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 業務結果報告書 | 1 部 |
| (2) 更新手順書・テーブル定義書・利用手順書 | 1 部 |
| (3) NIES が提供するサーバー環境で稼働が確認できるシステム | 1 式 |

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正措置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。

- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）
- ・ 請負者の資本関係
 - ・ 請負者の役員等の情報
 - ・ 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 請負業務の実施場所

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。